

4月1日から 自動車放置 防止条例がスタート



自動車は、現代社会に欠くことができない乗物で

ご利用ください!

例」を平成十五年四月一日から施行します。所での放置自動車対策のため、「自動車放置防止条そこで、町が管理する道路や公園などの公共の場

違反者には二十万円以下の罰金

・発車の手売きはきちっとると二十万円以下の罰金が科せられます。淘去を命令することになります。この命令に違反す撤去するよう勧告し、撤去されない場合には、更に公共の場所に自動車を放置すると、所有者などに

・廃車の手続きはきちんと

発見したときは、環境経済課までご連絡ください。をしたときは、環境経済課までご連絡ください。最後まで愛情と責任を持って手続きをしましょう。そは、所有者の自分勝手な都合で放置することなく、便利な交通手段として活躍した自動車を手放すと

